平成２３年（フ）第４７号
島根県出雲市塩冶町1225番地６　フラットひかる102
債務者　安食　惠子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第１２６９号
横浜市中区石川町１丁目51番地　中島アパート101号室
債務者　片倉　弁衛
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０号
熊本県上天草市姫戸町姫浦2978番地
債務者　赤穂　　雅
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２１号
熊本県上天草市姫戸町姫浦2978番地
債務者　赤穂　美香
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月25日午後２時
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１５２号
愛知県蒲郡市竹谷町東作間６番地１　ハイツ作間101、従前の住所愛知県蒲郡市栄町14番34号　エスポワール栄101
債務者　稲吉　徹彦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５３号
愛知県蒲郡市竹谷町東作間６番地１　ハイツ作間101、従前の住所愛知県蒲郡市栄町14番34号　エスポワール栄101
債務者　稲吉とみ子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１６１号
愛知県豊川市西塚町１丁目67番地の５
債務者　鈴木　道子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市中原町16番地３、旧住所長崎県佐世保市白岳町464番地13
債務者　井上　秀夫
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
長崎県佐世保市大塔町723番地１　シエスタハイツ大塔203
債務者　磯本　　修
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
川崎市川崎区東門前１丁目14番10号　ＨＡＰＰＹ　ＤＯＯＲ　107、前住所川崎市幸区南幸町３丁目144番地　504
債務者　三浦　　肇
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
沖縄県うるま市勝連内間819番地　２Ｆ
債務者　新垣江利香
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１２８号
沖縄県沖縄市字古謝882番地　メゾン太丸208
債務者　森根　麻美（旧姓仲程）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第５７号
北海道帯広市西24条南１丁目４番地30
債務者　陸原　　学（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
北海道帯広市西５条南23丁目３番地
債務者　菊地　節子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
北海道帯広市西６条南11丁目27番地　広繁荘一号室
債務者　中西　照子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係